

氷見市漁業文化交流センター飲食提供業務
受託事業者募集要項

令和3年9月

一般社団法人氷見市観光協会

目 次

1	募集の目的	2
2	氷見市漁業文化交流センターの概要	2
3	募集の概要	2
4	応募資格	3
5	応募手続き	4
6	質問及び回答	5
7	審査・選定	5
8	契約先候補者の決定方法	5
9	契約の相手方の決定方法	5
10	その他	6
	【参考】募集スケジュール	6
	資料1 営業条件・管理条件	7～9
	別紙 氷見市漁業文化交流センター配置図	

1 募集の目的

一般社団法人氷見市観光協会(以下「協会」という。)が管理・運営を行う氷見市漁業文化交流センターは、厨房施設を兼ね備えた施設である。

氷見市漁業文化交流センターの特徴を生かした魅力ある施設づくりや賑わいの創出を進めるため、氷見の魚食文化の伝承と普及を目的として、令和3年11月から厨房施設を活用した飲食提供業務を委託する事業者(以下「事業者」という。)を新たに選定することとし、受託を希望する事業者を募集するものである。

2 氷見市漁業文化交流センターの概要

(1) 施設概要

所在地	氷見市中央町7番1号
建築面積	1,847㎡
建築年月	平成12年4月
構造	鉄骨造平屋建
主な設備	映像施設(VRシアター)、展示スペース(ARストリーム、ハンズオンひみ、展示定置網、市民等からの無償提供による漁具、民具等の展示)、多目的スペース、オープンキッチン、厨房・休憩スペース、サイクルステーション、トイレ、施設管理事務室、駐車場(大型5台、普通自動車30台) 厨房スペース IHヒーター×2、フライヤー×1、電気ウォーマー(湯せんタイプ)×1、ウォーマー×1、冷蔵庫(両開き)×1、冷凍庫(片開き)×1、冷蔵庫(テーブルタイプ)×2、製氷機(キューブアイスメーカー)×1 プレパレーションライン系(シンク(2槽式)×1、シンク(1槽式)×3、調理・作業台×5、整理棚(3段)×1

(2) 年間来館者数

令和2年度 20,667人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月17日から6月5日は休館

3 募集の概要

(1) 募集内容

氷見市漁業文化交流センター内の厨房施設を活用した飲食提供及び管理業務

(2) 飲食提供関係施設の概要

厨房スペース(30㎡)及び受け渡しスペース(32.5㎡)

(3) 契約期間

令和3年10月下旬から令和8年3月31日まで

(当協会が氷見市から指定管理者として指定を受けている期間)

(4) 受託者選定のポイント

ア 漁業文化発信施設に相応しい出店コンセプト

・当該施設のコンセプトに相応しく、魚食文化の継承に資する出店コンセプト

イ 賑わいの創出

・来館者の利便性向上だけでなく、地域の方々や地域を来訪する方々への飲食提供による、施設を拠点とした地域の賑わい創出

・料理教室を開催するなど氷見の魚食文化の伝承やPR活動の実施

ウ 協会との連携、協力

・氷見市及び協会が実施する体験メニューと連動した商品・サービスの提供や各種イベントの協力

エ ホスピタリティの向上

・飲食提供業務に対する要望や意見を把握し、利用者に対し、きめ細やかな柔軟な対応に努め、常に質の高いサービス、ホスピタリティを発揮すること。

オ 管理運営能力

(5) 営業条件・管理条件

資料1 営業条件・管理条件(P7)のとおりとする。

4 応募資格

次に掲げる全ての要件に該当すること

ア 令和3年4月1日現在において、(一社)氷見市観光協会の会員であること。

イ 飲食店舗の管理運営実績があり、安全かつ魅力的に実施する運営力や信頼性を有すること。

ウ 過去3年間、食中毒や火災などの事故がないこと。

エ 氷見市内に営業所(店舗)、製造工場、調理場または仕入れ先等を有し、迅速・安全・衛生的に食品を搬送できること。

オ 事業者の負担すべき経費について、負担能力があること。

カ 国税及び事業税等の滞納がないこと。

5 応募手続き

(1) 提出書類及び部数

提出書類	内容	部数
資格・免許等	業務内容に資格・免許等が必要とされる場合には、その資格、免許等の写し ※飲食店営業許可証、食品衛生責任者資格者証等	1部
登記事項証明書	履歴事項全部証明書	1部
納税証明書	直近の法人事業税の納税証明書、法人税又は所得税及び消費税の納税証明書、法人市民税	1部
財務書類	直近の貸借対照表、損益計算書の写し	1部
企画提案書	様式任意 【記載内容】 1 飲食業務内容に係る企画提案 (1) 漁業文化発信施設に相応しいコンセプト (2) 飲食業務の運営方針及び収支計画 (3) 管理手数料「資料1 営業条件・管理条件2(1) 管理手数料の支払い」参照 (4) 営業時間「資料1 営業条件・管理条件1(1) 営業日・営業時間」参照 (5) メニュー、サービスの構成及び価格設定の特徴 (6) 販わい創出につながる取組み (7) その他自由提案 2 実施体制に係る企画提案 (1) 従業員の配置計画、接遇教育及び利用者からの要望・苦情への対応、ホスピタリティの向上 (2) 協会との協力、連携 (3) 危機管理及び安全管理	6部

※証明書は提出日前3か月以内に発行されたものに限る。

(2) 書類作成の注意

- ア 提出書類は証明書、資格・免許等の写し以外できる限りA4サイズとする。
- イ 企画提案書は、分かりやすく簡潔に記載する。
- ウ 提出書類は、一切返却しない。

(3) 提出期間

令和3年9月25日(土)から令和3年10月10日(日)まで必着

(4) 提出方法

持参または郵送

〒935-0015 氷見市伊勢大町1-12-18

一般社団法人氷見市観光協会

TEL 0766-74-5250 FAX 0766-74-5453

e-mail hello@himikan.jp

6 質問及び回答

本募集要項について質問がある場合は、5(4)に掲げる提出先にメールにて質問事項を送信すること。電話及び口頭での質問は受け付けませんので、ご留意願います。

受付期間 令和3年9月21日(火)午前9時から

令和3年9月30日(木)午後5時まで

回答 質問受付の都度、質問者にメールで返信LHPIに掲載する。令和3年10月5日(火)午後5時までに氷見市観光ポータルサイトに回答を掲載

7 審査・選定

応募資格ほか提出書類を確認後、次の方法で契約先候補者を選定する。

ア 応募書類の審査と並行して、企画提案書の内容についてプレゼンテーションの審査を実施する。

イ プレゼンテーションの日程、場所及び実施方法については、別途通知する。

ウ 審査の結果は、プレゼンテーション実施者全員に通知文書を送付する。

8 契約先候補者の決定方法

協会が別途開催する「飲食提供業務等受託者選定委員会」において、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。

9 契約の相手方の決定方法

(1) 業務内容に関する細目項目について、提案された内容を加え、契約先候補者と協会の間で協議の上、委託契約書を締結する。

(2) 次の事項に該当する場合は、事業者の内定を取り消すものとする。

ア 提出書類に虚偽の記載があったとき。

イ 正当な事由なく契約手続きに応じなかったとき。

ウ 「4 応募資格」に掲げる要件に適合しなくなったとき。

エ 事業者の経営環境の変化等により、企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。

オ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと判断したとき。

(3) 上記による内定の取り消しまたは内定の辞退があった場合には、次点者を繰り上げにするもの。

10 その他

本件への応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

【参考】募集スケジュール

項目	日時・期間	備考
募集要項配布	9月21日(火)	
応募書類提出期間	9月25日(土)から10月10日(日)まで	関係書類も提出
質問受付	9月21日(火)から9月30日(木)まで	Eメールで送信
質問に対する回答	10月5日(火)まで	質問者に返信・HP上に掲載
書類審査及びプレゼンテーション	10月中旬	日程は別途連絡
選定結果の通知	10月下旬	同上

資料1 営業条件・管理条件

1 営業内容に関する条件

(1) 営業日・営業時間

氷見市漁業文化交流センターの開館日、開館時間の範囲内で営業すること。

【氷見市漁業文化交流センター開館日及び営業時間】

開館日	休館日を除く日 休館日 毎週水曜日、水曜日が祝日の場合は翌平日 12月29日から1月3日
開館時間	午前9時から午後5時まで(最終入館:午後4時30分)

(2) 実施体制

ア 従業員は、公共施設での業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なりで業務にあたり、利用者に対して誠意ある接客対応を行うこと。

イ 利用者からの要望、クレームに対しては、誠意をもって対応し、重要な内容とその対応状況は、協会に対して報告すること。

ウ 従業員の地元雇用や地元の食材等の使用など、地域への貢献に配慮すること。

エ 協会が実施する自主企画事業やイベント、大規模災害時における協力など、施設運営に協力すること。

オ 厨房等で万一事故が発生した場合、事業者の責任において速やかに対応できるよう安全管理を行うとともに、大規模災害時の対応と復旧後の業務が継続できるような体制を構築すること。

カ 基本として、飲食提供業務受託者の、事業者名、店名の表記は認めない。(看板、服装等)。

(3) 飲食営業の許可等の取得

ア 飲食営業に関して必要な許可等は事業者が取得し、協会に報告すること。

イ なお、これに必要な費用は事業者が負担すること。

(4) 再委託の禁止

ア 事業者は契約に基づく全部または一部について、第三者に譲渡・転貸または担保に供する等一切の行為をすることはできない。

イ また、第三者への再委託による運営も禁止する。

(5) 契約満了・解除時の留意事項

ア 事業者は、業務委託契約が終了した時は、直ちに自己の費用により原状回復をすること。(契約解除の場合も同様)

イ 事業者は、造作・什器・機器等の買い取り並びに必要な費及び有益費の償還等の請求を行うことはできない。(契約解除の場合も同様)

ウ 契約終了、契約解除の際は、次の事業者への引継ぎに全面的に協力すること。

(6) 損害賠償

ア 事業者は、業務の遂行にあたって、第三者または協会に損害を与えた場合、事業者の責任において賠償しなければならない。

イ 保健所、消防署等の行政指導により、協会が事業者に対して業務の停止を命じたときは、事業者は直ちに従うこと。また、事業者はその結果生じる損害の賠償その他一切の請求をすることはできない。

ウ 事業者は生産物賠償責任保険に加入し、当該保険証書の写しを協会に提出すること。

(7) その他

ア 通路上等に看板や案内板を設置する場合、協会に事前協議し、承認を得ること。

イ 飲食物のメニュー・価格を改定する場合、協会に事前協議し、承認を得ること。

ウ 施錠管理は、協会から指示を受けた方法によること。

エ 食材等の搬入時間、搬入経路及び廃棄物の搬出は、施設利用者に影響のないよう配慮し、協会から指示を受けた方法によること。

オ 厨房施設等の衛生管理等を徹底するとともに、営業に伴い生じる廃棄物は、適切に管理、処分すること。

カ 厨房施設等及びその周辺を清潔に保ち、施設の美観、衛生環境を損なわないようにすること。

キ 施設内の設備点検や防災訓練等、運営上必要な事項に対する要請が協会からあった場合は、全面的に協力すること。

ク その他、営業に際し必要な事項が発生した場合は、その都度協会と協議すること。

ケ 次の事項に該当する場合は、契約を取り消し、又は変更することがある。

・天変地異等により厨房施設等が使用不能となったとき

・事業者が契約条件に違反したとき

・事業者が応募者の資格を失ったとき

・氷見市が協会に対する氷見市漁業文化交流センターの指定管理者の指定を取り消す等の場合

2 管理条件について

(1) 管理手数料の支払い

ア 営業許諾、施設使用料に係る受託経費として、次の通り管理手数料を協会に支払うこと。

	支払頻度	金額
管理手数料	月次	年額1,800,000円以上 (月額150,000円以上)

※上記手数料は下限となる金額です。この金額以上の管理手数料を提案すること。

イ 納付時期及び方法

当該月の月末までに協会が指定する口座に振り込むこと。

(2) 備品等調達、修繕費用

ア 施設内に新たに設置する厨房機器等の設備・業務に必要な用度品に関する費用は、(一社)氷見市観光協会の許可を得て事業者の負担とする。

イ 当初から備え付けられた設備・備品に関する維持管理、修繕費用については、(一社)氷見市観光協会の負担とする。ただし、事業者の責に帰すべきものは事業者の負担とする。

ウ 当初から備え付けされた設備・備品等について、修繕・更新する場合は、(一社)氷見市観光協会に事前協議し、承認を得ること。

(3) 経費負担区分

次の経費については、事業者が負担することとする。

- ・光熱水費(電気・ガス・上下水道)
- ・清掃費
- ・廃棄物処理費
- ・店内・厨房等の消毒費
- ・消耗品費、通信費等
- ・営業に必要な什器備品等の調達費用
- ・その他(人件費、食材費、従業員に係る福利厚生費等)

(4) その他

ア 事業者が飲食提供業務を通じて得る収入は、すべて事業者に帰属する。

イ 契約保証金は免除する。

ウ 毎月の売上金や利用者数など定期的な報告事項を遵守すること。